

第79期

定時株主総会招集ご通知

■ 開催日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター

ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください
ますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）9名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目 次

招集ご通知

第79期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	3
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	13

議決権のご行使についてのご案内	18
-----------------	----

(添付書類)

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	20
2 会社の株式に関する事項	30
3 会社役員に関する事項	32
4 会計監査人に関する事項	35
5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	36
6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	39
7 剰余金の配当等の決定に関する方針	40

連結計算書類

連結貸借対照表	41
連結損益計算書	42
連結株主資本等変動計算書	43

計算書類

貸借対照表	44
損益計算書	45
株主資本等変動計算書	46

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	47
会計監査人の監査報告書 謄本	48
監査等委員会の監査報告書 謄本	49

証券コード 8609
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号
株式会社 岡三証券グループ
取締役社長 新 芝 宏 之

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって
議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類
をご検討くださいます。後述いたしますご案内の方法により平成29年6月28
日（水曜日）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう
お願い申しあげます。

記

1. 日 時	平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター (ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第79期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査 等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第79期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

【お知らせ】

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際し、監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、**当社ウェブサイト**において、修正後の内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<http://www.okasan.jp>

岡三証券グループ

検索

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	かとうてつお 加藤哲夫	取締役副会長
2	しんしばひろゆき 新芝宏之	取締役社長
3	しんどうひろゆき 新堂弘幸	取締役
4	むらいひろゆき 村井博幸	取締役
5	はやかわまさひろ 早川政博	取締役
6	かないまさのり 金井政則	取締役
7	てらやまあきら 寺山彰	取締役
8	さかきよしお 新任 榊芳男	
9	えごしまこと 新任 江越誠	



候補者
番号

1

か とう てつ お
加 藤 哲 夫

昭和23年2月1日生

■ 所有する当社株式数	569,147株
■ 重要な兼職の状況	岡三証券株式会社 取締役

略歴、当社における地位および担当

昭和45年 5月	株式会社三菱銀行入行	平成 7年 6月	取締役副社長就任
昭和61年 6月	当社入社	平成 9年 6月	取締役社長就任
昭和61年12月	取締役就任	平成26年 4月	取締役副会長就任
平成元年 6月	常務取締役就任		現在に至る
平成 3年 6月	専務取締役就任		

取締役候補者とする理由

加藤哲夫氏は、平成9年に当社取締役社長に就任し、平成26年より当社取締役副会長を務めております。
長年にわたる経営トップとしての豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの企業価値の向上およびコーポレートガバナンス強化のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

しん しば ひろ ゆき
新 芝 宏 之

昭和33年3月2日生

■ 所有する当社株式数	35,000株
■ 重要な兼職の状況	岡三証券株式会社 取締役

略歴、当社における地位および担当

昭和56年4月	当社入社	平成23年4月	専務取締役 企画部門・人事企画部担当
平成13年6月	取締役就任		
平成15年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	平成26年4月	取締役社長就任 現在に至る
平成16年6月	当社 常務取締役就任		
平成18年6月	専務取締役就任		

取締役候補者とする理由

新芝宏之氏は、平成13年より当社取締役として企画部門を担い、平成26年より当社取締役社長として当社グループの経営の推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

3

しん どう ひろ ゆき
新 堂 弘 幸

昭和33年2月11日生

■ 所有する当社株式数	35,000株
■ 重要な兼職の状況	岡三証券株式会社 取締役社長

略歴、当社における地位および担当

昭和56年4月	当社入社	平成23年6月	取締役就任（現任）
平成15年6月	取締役就任	平成26年4月	岡三証券株式会社 取締役社長就任
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任		現在に至る
平成18年6月	当社 取締役就任		
平成19年6月	常務取締役就任 人事企画部担当		

取締役候補者とする理由

新堂弘幸氏は、平成15年より当社取締役として営業本部・人事部門の担当および岡三証券(株)営業本部長を歴任し、平成26年より岡三証券(株)取締役社長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新堂弘幸氏は、平成29年6月6日付で岡三証券(株)取締役社長兼社長執行役員に就任予定であります。

候補者
番号

4

むら い ひろ ゆき
村 井 博 幸

昭和32年9月25日生

■ 所有する当社株式数	29,000株
■ 重要な兼職の状況	岡三証券株式会社 常務取締役

略歴、当社における地位および担当

昭和55年4月	当社入社	平成26年4月	同社 常務取締役 企画部門・友好証券部担当
平成16年4月	岡三証券株式会社 取締役就任		当社 執行役員就任 企画部門担当（現任）
平成22年6月	同社 常務取締役就任	平成26年6月	取締役就任 現在に至る

取締役候補者とする理由

村井博幸氏は、平成16年より岡三証券(株)取締役として営業本部・投資情報部門・監査部門の担当を歴任し、平成26年より当社取締役として企画部門を担い経営戦略の策定・推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 村井博幸氏は、平成29年6月6日付で岡三証券(株)取締役兼常務執行役員に就任予定であります。



候補者
番号

5

はや かわ まさ ひろ
早 川 政 博

昭和34年8月8日生

- 所有する当社株式数 12,391株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役

略歴、当社における地位および担当

昭和58年 4月	当社入社	平成26年 6月	取締役就任
平成19年 7月	岡三証券株式会社 人事部長 当社 人事企画部長	平成27年 6月	取締役 人事部門担当兼グループ秘書室長
平成26年 4月	岡三証券株式会社 取締役就任 人事部門・秘書室担当 当社 執行役員就任（現任） グループ人事企画部担当 兼グループ秘書室長		現在に至る

取締役候補者とする理由

早川政博氏は、長きにわたり当社人事部門を担い、平成26年より当社取締役として人事戦略の策定・推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 早川政博氏は、平成29年6月6日付で岡三証券(株)取締役兼常務執行役員に就任予定であります。

候補者
番号

6

かな い ま さ のり
金 井 政 則

昭和29年5月24日生

■ 所有する当社株式数	21,000株
■ 重要な兼職の状況	岡三アセットマネジメント株式会社 取締役社長

略歴、当社における地位および担当

昭和52年 4月	当社入社	平成26年 3月	当社 取締役退任 岡三証券株式会社 専務取締役退任
平成 6年 6月	取締役就任	平成26年 4月	岡三アセットマネジメント 株式会社 理事就任
平成10年 6月	常務取締役就任	平成26年 6月	同社 取締役社長就任 当社 執行役員就任 (現任)
平成15年10月	当社 取締役就任 岡三証券株式会社 常務取締役就任	平成28年 6月	当社 取締役就任 現在に至る
平成16年 4月	岡三証券株式会社 専務取締役就任		

取締役候補者とする理由

金井政則氏は、平成6年より当社取締役として商品本部、企画本部および法人営業部門等の担当を歴任し、平成26年より岡三アセットマネジメント(株)取締役社長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 金井政則氏は、平成29年6月22日付で岡三アセットマネジメント(株)取締役社長を退任予定であります。
 3. 同氏は、平成29年6月23日付で岡三にいがた証券(株)取締役社長に就任予定であります。



候補者
番号

7

てら
寺

やま
山

あきら
彰

昭和31年3月1日生

- 所有する当社株式数 17,000株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 専務取締役

略歴、当社における地位および担当

昭和53年4月	当社入社	平成26年4月	同社 常務取締役 金融法人部門・法人営業部門・ 引受部門管掌兼法人業務部担当
平成13年6月	取締役就任	平成27年6月	同社 専務取締役就任
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任	平成28年4月	同社 専務取締役 営業本部長
平成20年4月	同社 常務取締役就任	平成28年6月	当社 取締役就任 現在に至る
平成23年6月	同社 常務取締役 投資情報部門管掌 当社 執行役員就任 (現任)		

取締役候補者とする理由

寺山彰氏は、平成13年より当社取締役としてトレーディング部門、金融法人部門および投資情報部門の担当を歴任し手腕を発揮、平成28年より岡三証券(株)営業本部長を務めております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 寺山彰氏は、平成29年6月6日付で岡三証券(株)取締役兼専務執行役員に就任予定であります。

候補者
番号

8

さかき
榊よし
お
芳 男

昭和33年9月9日生

■ 所有する当社株式数

18,190株

■ 重要な兼職の状況

岡三証券株式会社 取締役

岡三情報システム株式会社 監査役

新任

略歴、当社における地位および担当

昭和57年 4月	当社入社	平成26年 4月	同社 取締役 財務部・経理部担当
平成18年 6月	当社 財務企画部長		当社 執行役員就任（現任） 管理部門副担当
平成20年10月	岡三証券株式会社 財務部長 当社 財務企画部長	平成28年 4月	岡三証券株式会社 取締役 財務部・経理部・決済部担当 当社 管理部門担当（現任）
平成25年 6月	岡三証券株式会社 取締役就任 事務企画部・リスク管理部・ 決済部・システム企画部担当	平成29年 4月	岡三証券株式会社 取締役 管理部門・引受審査部担当 現在に至る

取締役候補者とする理由

榊芳男氏は、長きにわたり当社管理部門を担い、平成26年より当社執行役員として財務戦略の策定・推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者としたしました。

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 榊芳男氏は、平成29年6月6日付で岡三証券(株)取締役兼常務執行役員に就任予定であります。



候補者
番号

9

え
江 越

まこと
誠

昭和44年4月5日生

■ 所有する当社株式数 10,000株
■ 重要な兼職の状況 岡三オンライン証券株式会社 取締役会長

新任

略歴、当社における地位および担当

平成5年4月	当社入社	平成29年3月	岡三オンライン証券株式会社 取締役会長就任
平成23年6月	岡三証券株式会社 営業戦略部長		現在に至る
平成26年4月	当社 グループ企業統括部長		
平成28年4月	岡三証券株式会社 理事就任 企画部門副担当 当社 執行役員就任 グループ企画部・ グループシステム企画部副担当（現任）		

取締役候補者とする理由

江越誠氏は、平成23年より岡三証券(株)営業戦略部長、当社グループ企業統括部長を歴任し、平成28年以降は執行役員として経営戦略の策定・推進に手腕を発揮しております。その行動力・判断力は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江越誠氏は、平成29年6月23日付で岡三情報システム(株)取締役社長に就任予定であります。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	なつ め のぶ ゆき 夏 目 信 幸	取締役（監査等委員）
2	ひ ご せい し 比 護 正 史	社外取締役（監査等委員） 社外取締役候補者
3	こう の ひろ かず 河 野 宏 和	社外取締役（監査等委員） 社外取締役候補者
4	新任 むね おか つね お 宗 岡 恒 雄	社外取締役候補者



候補者
番号

1

なつ め のぶ ゆき
夏 目 信 幸

昭和30年3月18日生

■ 所有する当社株式数	11,000株
■ 重要な兼職の状況	—

略歴および地位

昭和52年4月	当社入社	平成25年6月	同社 取締役金融法人部門担当
平成20年4月	岡三証券株式会社 取締役就任	平成26年6月	当社 常勤監査役就任
平成21年6月	同社 取締役 事業法人第一部・ 事業法人第二部担当	平成27年6月	取締役（監査等委員）就任 現在に至る
平成23年10月	同社 取締役事業法人部・ 企業金融部担当		

取締役候補者とする理由

夏目信幸氏は、長らく当社および岡三証券(株)において証券業務に携わり、平成20年には岡三証券(株)取締役として会社経営に参画したほか、当社へは平成26年より常勤監査役として、平成27年からは監査等委員である取締役として、取締役会および監査等委員会において経営の重要事項に関して積極的に提言をいただいております。証券業務に精通し、かつ豊富な経験・実績に基づく高い見識を有していることから、経営における監査機能向上のために適切な人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、夏目信幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

2

比護正史

昭和25年12月8日生

■ 所有する当社株式数 一株

■ 重要な兼職の状況 一

社外取締役候補者

略歴および地位

昭和48年 4月	大蔵省入省	平成25年 4月	白鷗大学大学院法務研究科教授
昭和53年 7月	室蘭税務署長	平成25年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会 参与（現任）
平成元年 6月	銀行局企画官	平成26年 6月	当社 社外監査役就任
平成 8年 7月	理財局国有財産総括課長	平成27年 6月	当社 社外取締役（監査等委員）就任 （現任）
平成 9年 7月	北海道財務局長	平成28年 1月	ブレイクモア法律事務所 パートナー弁護士（現任）
平成10年10月	預金保険機構金融再生部長	平成28年 3月	アイペット損害保険株式会社 社外取締役（現任）
平成13年 7月	財務省官房審議官	平成29年 4月	白鷗大学法学部教授（現任） 現在に至る
平成14年 7月	環境事業団理事		
平成16年 4月	日本環境安全事業株式会社取締役		
平成17年 1月	弁護士登録（現職）		
平成19年 6月	株式会社損害保険ジャパン顧問		
平成24年 7月	ニッセイ・リース株式会社顧問		

社外取締役候補者とする理由

比護正史氏は、北海道財務局長、財務省官房審議官等を歴任されたのち、現在は白鷗大学法学部教授およびブレイクモア法律事務所弁護士（パートナー）としてつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、現在同氏は㈱東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定する予定であります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、比護正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。



候補者
番号

3

こう の ひろ かず
河 野 宏 和

昭和32年4月22日生

■ 所有する当社株式数 一株

■ 重要な兼職の状況 一

社外取締役候補者

略歴および地位

昭和62年4月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科助手	平成25年5月	公益社団法人 日本経営工学会会長
平成3年4月	同大学助教授	平成26年6月	当社 社外監査役就任
平成10年4月	同大学教授（現任）	平成27年6月	当社 社外取締役（監査等委員）就任 （現任）
平成21年10月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科委員長（現任） 慶應義塾大学ビジネス・ スクール校長（現任）	平成29年5月	スタンレー電気株式会社 社外取締役（現任） 公益社団法人 日本経営工学会監事（現任） 現在に至る
平成24年1月	アジア太平洋ビジネススクール協会 会長		

社外取締役候補者とする理由

河野宏和氏は、慶應義塾大学教授、同大学大学院経営管理研究科委員長および同大学ビジネス・スクール校長をつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営管理に関する専門的見地および高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、現在同氏は㈱東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定する予定であります。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、河野宏和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

4

むね おか つね お
宗 岡 恒 雄

昭和26年5月14日生

■ 所有する当社株式数 一株

■ 重要な兼職の状況 一

新任

社外取締役候補者

略歴および地位

昭和51年4月	株式会社日本興業銀行入行	平成20年6月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常勤監査役
平成11年6月	同行 主計室長	平成22年6月	共立株式会社 取締役副社長
平成14年4月	株式会社みずほ銀行 財務企画部長	平成23年6月	同社 取締役社長
平成16年4月	同行 執行役員財務企画部長		現在に至る
平成17年4月	同行 常務執行役員		

社外取締役候補者とする理由

宗岡恒雄氏は、(株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)におきましては主計室長、財務企画部長を歴任され、その後執行役員に就任、財務・経理の業務執行責任者として経営に携わられました。また、持株会社である、(株)みずほフィナンシャルグループの常勤監査役に就任、現在は共立(株)の代表取締役社長をつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、同氏を(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定する予定であります。

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、宗岡恒雄氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することとし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額といたします。

3. 宗岡恒雄氏は、平成29年6月16日付で共立(株)常任顧問に就任予定であります。

以 上

議決権のご行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください）。

書面にてご行使いただく場合



行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 平成29年6月28日（水曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）^{ウェブ行使}にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる行使方法のご案内については次ページをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス **http://www.web54.net**

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、**平成29年6月28日（水曜日）午後5時10分入力分まで**となっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、当初は足踏み状態が続きましたが、徐々に底入れの動きが出てきました。雇用情勢の改善が続くなか、個人消費関連の指標においても、年度後半にかけて小売業販売統計や新車販売台数などで底入れの兆しがみられました。また輸出も米国経済の拡大基調を受けて概ね堅調に推移し、生産も回復基調となりました。

為替市場では、英国民投票でのEU離脱派勝利などからドル円相場は6月に1ドル=99円台をつけましたが、11月の米大統領選挙を受けて米経済政策への期待が高まり、一時1ドル=118円台まで円安ドル高が進みました。しかし、その後FRB（米連邦準備制度理事会）が2度にわたる利上げを実施したものの、利上げペースが加速するとの思惑は強まらず、結局1ドル=111円台で当年度の取引を終えました。他方、ユーロ円相場は欧州の政治リスクを巡る混乱などから波乱となる場面はあったものの、ECB（欧州中央銀行）の政策などを受けて年度後半は強含み、1ユーロ=118円台後半で当年度の取引を終えました。

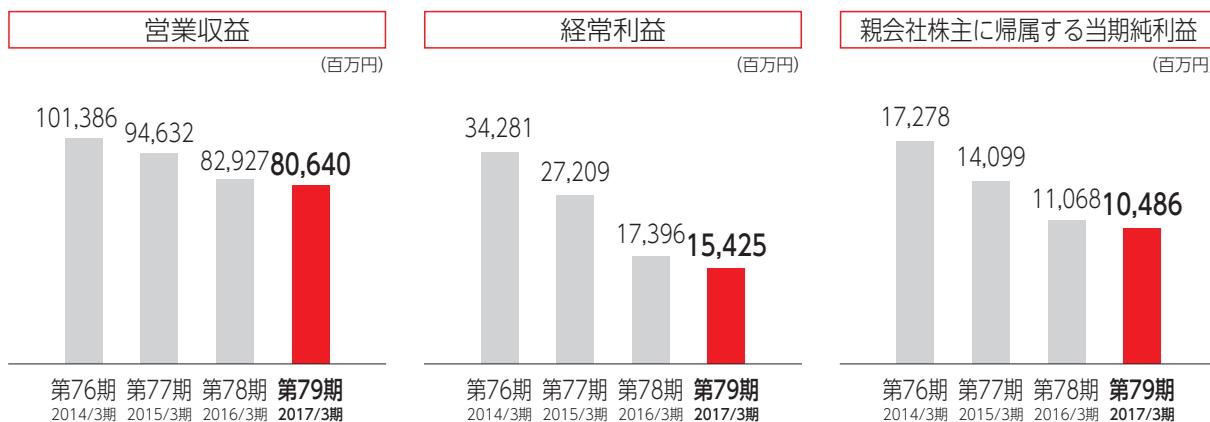
株式市場は、海外株式市場や為替市場の影響を大きく受け、乱高下しました。円高による国内企業の業績悪化懸念に加え、6月の英国民投票の結果も重しとなり、上期の日経平均株価は一時15,000円を下回るなど冴えない動きとなりました。一方、11月の米大統領選挙後は、トランプ政権に対する期待や急速な円安ドル高を追い風に、日経平均株価は戻りを試す展開となりました。年明け以降は様子見姿勢が強まったものの、日経平均株価は一時19,700円近くまで上昇するなど堅調に推移し、当年度末は18,909円26銭で取引を終了しました。

債券市場は日銀のマイナス金利政策に支えられて堅調に推移し、10年国債利回りは7月に一時マイナス0.30%まで低下しました。しかし、9月には日銀が10年国債利回りをゼロ%程度で推移するよう操作する方針を示したことに加え、11月の米大統領選挙の結果を受けて世界的に長期国債金利が上昇したことから、10年国債利回りはプラスに転じました。ただ、日銀の緩和的な金融政策により、欧米主要国に比べて利回りの上昇は小幅にとどまり、10年国債利回りは0.065%で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、中核子会社の岡三証券株式会社においては、新店舗の出店や地域旗艦店舗の移転リニューアルを実施するなど営業機能を強化するとともに、市況に即した投資情報と多様な商品ラインアップを活用した地域密着型の営業活動を引き続き展開しました。一方、インターネット取引専業の岡三オンライン証券株式会社においては、操作性や機能性を追求した新たな発注ツールの提供や、新商品の取扱い開始、投資信託購入時手数料の実質無料化など、サービスの一層の拡充を図りました。

また、岡三アセットマネジメント株式会社においては、パフォーマンスの向上やタイムリーな情報発信に努めるとともに、市場環境の変化に対応すべく、毎月決算型投信の分配金見直しや公社債投信の繰上償還等を行う一方、機関投資家向けに私募投信の提案を積極的に行いました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は806億40百万円（前年度比97.2%）、純営業収益は794億62百万円（同97.4%）となりました。販売費・一般管理費は653億6百万円（同96.8%）となり、経常利益は154億25百万円（同88.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は104億86百万円（同94.7%）となりました。



① 損益の概況

受入手数料

受入手数料の合計は470億73百万円（前年度比81.6%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は25億40百万株（前年度比86.0%）、売買代金は2兆7,399億円（同88.9%）となりました。こうしたなか、株式委託手数料は154億78百万円（同80.5%）となりました。また、債券委託手数料は13百万円（同271.9%）、その他の委託手数料は6億37百万円（同40.8%）となり、委託手数料の合計は161億29百万円（同77.5%）となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

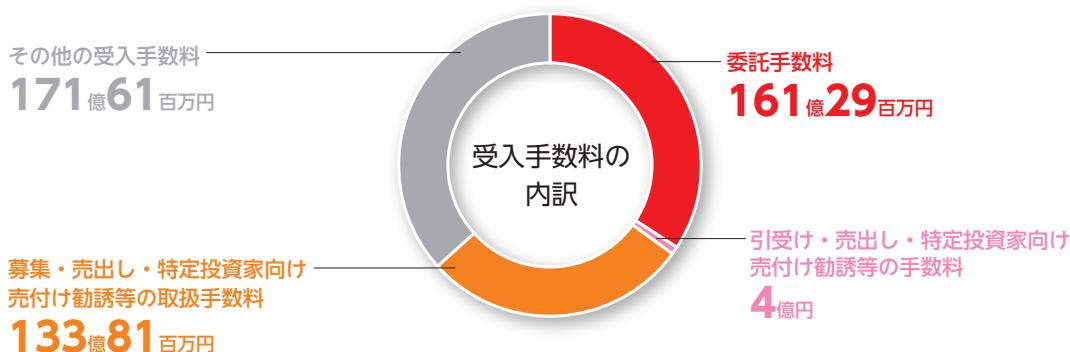
当年度における株式の引受けは、新規上場案件の主幹事などを務めたものの、前年度に大型民営化案件があった反動から、引受金額は大幅に減少しました。一方、債券の引受けは、地方債や事業債の主幹事、財投機関債の事務幹事を務めたほか、大型案件を積極的に引受けるなど実績を重ねました。

これらの結果、株式の手数料は2億39百万円（前年度比59.7%）、債券の手数料は1億60百万円（同111.7%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は4億円（同73.4%）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度においては、ハイイールド債券や高配当株式等で運用する、相対的に高い利回りが期待できるファンドの販売が比較的順調でした。また、米国株式やコモディティ価格の回復が見られた年度後半にかけては、ロシア株に投資するファンドやAI関連企業に投資するファンド等の販売も比較的堅調でした。しかしながら、前年度比で販売金額が減少したことから、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は133億81百万円（前年度比85.0%）となりました。また、その他の受入手数料についても、投資信託の信託報酬減少などにより171億61百万円（同83.4%）となりました。



トレーディング損益

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引、債券等トレーディング損益は外国債券の顧客向け取扱いに伴う収益がその大半を占めています。

当年度においては、年度前半はリスク回避の動きが見られましたが、米大統領選挙以降は米国の政策期待や堅調な経済指標を受けて円安、株高が進みました。これらの結果、株券等トレーディング損益は196億86百万円（前年度比199.3%）、債券等トレーディング損益は118億72百万円（同97.9%）となり、その他のトレーディング損益2億85百万円の損失（前年度は2億35百万円の利益）を含めたトレーディング損益の合計は312億72百万円（前年度比140.7%）となりました。

金融収支

金融収益は14億93百万円（前年度比66.7%）、金融費用は11億78百万円（同90.0%）となり、差引の金融収支は3億14百万円（同33.9%）となりました。

その他の営業収益

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、8億2百万円（前年度比101.5%）となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、取引関係費や人件費の減少等により、653億6百万円（前年度比96.8%）となりました。

営業外損益および特別損益

営業外収益は14億34百万円、営業外費用は1億64百万円となりました。また、特別利益は金融商品取引責任準備金戻入や投資有価証券売却益の計上等により24億7百万円、特別損失は6億26百万円となりました。

② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、株式委託手数料や投資信託の販売にかかる手数料が減少した一方、外国株式の取扱い拡大等によりトレーディング損益が増加し、当年度における証券ビジネスの営業収益は713億22百万円（前年度比100.4%）、セグメント利益は125億4百万円（同112.2%）となりました。

アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、パフォーマンスの向上やタイムリーな情報発信に努めるとともに、市場環境の変化に対応すべく、毎月決算型投信の分配金見直しや公社債投信の繰上償還等を行う一方、機関投資家向けに私募投信の提案を積極的に行いました。これらの結果、当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は126億72百万円（前年度比77.2%）、セグメント利益は13億71百万円（同51.3%）となりました。

サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は119億46百万円（前年度比100.5%）、セグメント利益は4億27百万円（同36.1%）となりました。

- (注) 1. 上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。
2. セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

2. 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、岡三証券株式会社において店舗のリニューアル等を実施したほか、グループ各社においてシステム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

4. 対処すべき課題

我々を取り巻くグローバルの環境を鳥瞰すると、英国がEU離脱を決定し、米国でトランプ大統領が登場する等、不確実、不安定な時代であると感じています。格差拡大等、過去30年以上にわたって世界の成長を牽引してきたグローバリゼーションの負の側面がクローズアップされ、いわゆる反グローバリゼーションへ振り子がゆり戻る動きであると捉えています。一方、デジタルイノベーションによる革新的な成長が期待されており、AI、IoTの急速な普及、更には「シェアリングエコノミー」や、人工知能が人間の能力を超える特異点「シンギュラリティ」等が注目されています。

金融業界でもFinTech革命と同時に、約20年前の日本版金融ビッグバンに匹敵する変革の兆候が見られます。既に米国の年金に絡む証券口座の規制強化、欧州のMiFID II等、世界的に証券業界のビジネスモデルそのものが問い直され、構造改革を迫られつつあります。今後、対応次第で企業の優勝劣敗が一層鮮明となっていく可能性があります。

このような状況のもと当社では、お客さまのニーズに応じた最適な投資アドバイスと金融商品を提供する当社グループの果たすべき社会的な役割が益々、高まっていると捉えています。今後一層、幅広いお客さまにご支持をいただくためには、創業来94年以上にわたって培ってきた証券会社としての独自ブランドを一層深化していくことが大切であると考えます。そのために平成29年4月から始まる新中期経営計画に沿って、様々な施策を打ち出していく所存です。

特に、「投資アドバイスのプロフェッショナル集団」の実現を目指し、主軸である対面ビジネスの基盤を一層強固にするため、人材育成、営業の質的強化を推進しています。また、グループ内外での連携等も強化しており、例えばアセットマネジメントビジネスでは幅広い販路での商品提供による岡三ブランドの浸透、アライアンスでは業務資本提携による独自の証券会社ネットワークの拡大、そしてオンラインビジネスでは新しい層のお客さまへのアプローチに取り組んでいます。こうした様々な施策を通じて、当社グループの企業価値の持続的な向上に努めてまいりたいと思います。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

区 分		第76期 (H25.4.1~H26.3.31)	第77期 (H26.4.1~H27.3.31)	第78期 (H27.4.1~H28.3.31)	第79期 (H28.4.1~H29.3.31)
営業収益	(百万円)	101,386	94,632	82,927	80,640
(うち受入手数料)	(百万円)	(69,990)	(63,341)	(57,665)	(47,073)
経常利益	(百万円)	34,281	27,209	17,396	15,425
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	17,278	14,099	11,068	10,486
1株当たり当期純利益	(円)	87.24	71.20	55.94	52.93
総資産	(百万円)	613,134	649,489	515,743	552,844
純資産	(百万円)	152,839	171,411	172,097	178,256

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 ^{百万円}	100.00%	金融商品取引業
岡三オンライン証券株式会社	1,000	97.32	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	36.24	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	22.28	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	31.87	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	80 ^{百万香港ドル}	100.00	金融商品取引業
岡三アセットマネジメント株式会社	1,000 ^{百万円}	21.19	投資運用業 投資助言・代理業
岡三情報システム株式会社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	33.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	45.11	不動産業 保険代理店業

7. 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称および住所

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

② 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

34,199百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

98,584百万円

8. 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用ならびに投資助言・代理、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

9. 主要な営業所等 (平成29年3月31日現在)

当社本店	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
証券ビジネス拠点	岡三証券株式会社 (東京都) 全国本支店61店舗、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所、 ロンドン駐在員事務所 岡三オンライン証券株式会社 (東京都) 岡三にいがた証券株式会社 (新潟県) 三晃証券株式会社 (東京都) 三縁証券株式会社 (愛知県) 岡三国際 (亜洲) 有限公司 (香港)
アセットマネジメントビジネス拠点	岡三アセットマネジメント株式会社 (東京都)
サポートビジネス拠点	岡三情報システム株式会社 (東京都) 岡三ビジネスサービス株式会社 (東京都) 岡三興業株式会社 (東京都)

10. 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
3,454人	68人増

11. 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	12,902 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	10,695
三井住友信託銀行株式会社	9,300
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,000

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 750,000,000株
2. 発行済株式の総数 208,214,969株
3. 当事業年度末の株主数 21,545名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	9,732 ^{千株}	4.87 [%]
農林中央金庫	9,700	4.86
三井住友信託銀行株式会社	8,726	4.37
大同生命保険株式会社	8,660	4.33
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.91
有限会社藤精	5,266	2.64
株式会社りそな銀行	4,937	2.47
株式会社みずほ銀行	4,925	2.47
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,924	2.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,848	2.43

(注) 当社は、自己株式8,430,721株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 新株予約権等に関する事項

当社が会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社の取締役に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権（2015年）	第2回新株予約権（2016年）
発行決議日	平成27年6月26日	平成28年6月29日
新株予約権の数	1,294個	2,160個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 129,400株	当社普通株式 216,000株
新株予約権の発行価額（1個あたり）	71,600円	38,400円
新株予約権の行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年7月14日から 平成57年7月13日まで	平成28年7月15日から 平成58年7月14日まで
新株予約権の主な行使条件	別記	別記

- (別記) 1. 新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）または当社の子会社である岡三証券株式会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役（当社子会社の取締役が当該子会社の監査役に就任する場合には、当該監査役）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによることとする。

① 当事業年度の末日に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が有している新株予約権等

	第1回新株予約権（2015年）	第2回新株予約権（2016年）
新株予約権の数	324個	635個
保有者数	5名	5名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 32,400株	当社普通株式 63,500株

② 当事業年度中に当社子会社の取締役に対して交付した新株予約権等

	第2回新株予約権（2016年）
新株予約権の数	1,525個
交付者数	22名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 152,500株

3 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
加藤哲夫	取締役副会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役
新芝宏之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
野中計彦	専務取締役 (代表取締役)	社長補佐兼 法人RM部担当	
新堂弘幸	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長 (代表取締役)
村井博幸	取締役	企画部門担当	岡三証券株式会社 常務取締役
早川政博	取締役	人事部門担当兼 グループ秘書室長	岡三証券株式会社 取締役
金井政則	取締役		岡三アセットマネジメント株式会社 取締役社長 (代表取締役)
吉野俊之	取締役		岡三情報システム株式会社 取締役社長 (代表取締役)
寺山彰	取締役		岡三証券株式会社 専務取締役 (代表取締役)
武宮健二郎	取締役		岡三にいがた証券株式会社 取締役会長兼社長 (代表取締役)
岩木徹美	取締役 (監査等委員)		
夏目信幸	取締役 (監査等委員)		
成川哲夫	取締役 (監査等委員)		日本曹達株式会社 社外取締役
比護正史	取締役 (監査等委員)		
河野宏和	取締役 (監査等委員)		スタンレー電気株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）成川哲夫、比護正史および河野宏和の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）成川哲夫、比護正史および河野宏和の3氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員）成川哲夫氏は、金融機関における業務経験および金融機関の経営実績があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集を可能とすることと、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所轄部署部門等との十分な連携を可能とすべく、岩木徹美氏と夏目信幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）5名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員であるものを除く)	5名	292百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	50百万円 (18百万円)
計	10名	343百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与56百万円および株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役24百万円）を含んでおります。
なお、監査等委員である取締役は株式報酬型ストックオプション制度の対象外であります。
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額7億20百万円であります。
（平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内であります。
（平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
4. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額72百万円であります。
（平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）

4. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	成 川 哲 夫	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会7回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	比 護 正 史	当事業年度中に開催した取締役会10回全てに、また、監査等委員会7回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	河 野 宏 和	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち8回に、また、監査等委員会7回全てに出席し、経営管理に関する専門的見地から必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亞洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会が会計監査人による当社および子会社等に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認めた場合、または監査等委員会が会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断した場合、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求し、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役に報告する。

内部監査担当部署は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、定期的にと取締役会に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当は実施すべき効率的な方法を決定する。当社取締役会では、定期的にと当社および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会または経営会議の承認または報告を求めるものとする。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせる。

監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行う。

監査等委員会補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従う。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

8. その他当社の監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会を定期的を開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図る。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 持株会社としてのグループ経営機能を一層強化するため、平成28年6月29日より経営会議に執行役員会議を統合いたしました。
- ② 当事業年度は定時を含め10回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の一部委任した重要な業務執行の決定の状況および各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ③ 当社グループコンプライアンス部が、年間の監査計画に基づき当社グループ会社について内部監査を実施いたしました。内部監査の結果につきましては取締役会にて報告が行われております。
- ④ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「コンプライアンス・ホットライン制度」を定め、当社グループコンプライアンス部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、役職員へ周知しております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。また、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」を導入し、平成28年6月29日開催の当社第78期定時株主総会において承認決議されております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。
 - (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。
 - (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間が与えられること。
 - (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。
- ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。

-
- ③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうることを。
 - ④ 当社取締役会は、対抗策の発動については社外取締役および社外有識者等により構成される独立委員会の勧告に原則として従うこと。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。
 - (イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。
 - (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
- ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと。

対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
- ③ 当該取組みが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと。

対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つと捉えております。利益配分につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開に備え、内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。

この基本方針に従って、期末配当につきましては1株当たり25円といたしました。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	469,948	流 動 負 債	345,362
現金・預金	56,700	トレーディング商品	138,307
預託金	65,396	商品有価証券等	138,255
顧客分別金信託	62,800	デリバティブ取引	51
その他の預託金	2,596	信用取引負債	12,089
トレーディング商品	149,481	信用取引借入金	4,070
商品有価証券等	149,438	信用取引貸証券受入金	8,018
デリバティブ取引	43	有価証券担保借入金	46,658
約定見返勘定	7,036	有価証券貸借取引受入金	46,658
信用取引資産	40,260	預り金	34,243
信用取引貸付金	35,432	受入保証金	35,192
信用取引借証券担保金	4,827	短期借入金	69,070
有価証券担保貸付金	141,522	未払法人税等	3,318
借入有価証券担保金	141,522	繰延税金負債	37
立替金	202	賞与引当金	2,135
短期差入保証金	3,057	その他の流動負債	4,309
有価証券等引渡未了勘定	104	固 定 負 債	27,892
短期貸付金	251	長期借入金	9,860
未有収収益	2,901	リース債務	448
有価証券	94	再評価に係る繰延税金負債	1,457
繰延税金資産	1,001	繰延税金負債	6,333
その他の流動資産	1,942	役員退職慰労引当金	131
貸倒引当金	△ 4	退職給付に係る負債	5,752
固 定 資 産	82,896	その他の固定負債	3,909
有形固定資産	19,340	特 別 法 上 の 準 備 金	1,333
建物	6,675	金融商品取引責任準備金	1,333
器具備品	1,353	負 債 合 計	374,588
リース資産	10,657	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	653	株 主 資 本	143,508
ソフトウェア	12,898	資本金	18,589
その他	4,920	資本剰余金	16,422
投資その他の資産	7,978	利益剰余金	112,282
投資有価証券	50,657	自己株式	△ 3,785
長期差入保証金	43,631	その他の包括利益累計額	13,250
長期貸付金	3,790	その他有価証券評価差額金	12,382
退職給付に係る資産	17	土地再評価差額金	401
繰延税金資産	767	為替換算調整勘定	156
その他	1,441	退職給付に係る調整累計額	310
貸倒引当金	2,449	新 株 予 約 権	161
	△ 1,440	非 支 配 株 主 持 分	21,335
資 産 合 計	552,844	純 資 産 合 計	178,256
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	552,844

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営業	収入		80,640
受入金	レ	47,073	
その他	入	31,272	
融	融	1,493	
の	の	802	
手	手		
イ	イ		
ン	ン		
数	数		
グ	グ		
損	損		
収	収		
業	業		
費	費		
益	益		1,178
料	料		
益	益		
益	益		
用	用		
益	益		79,462
費	費		
管	管		
理	理		
費	費		
費	費		
費	費		
費	費		
課	課		
れ	れ		
他	他		
益	益		65,306
金	金		
純	純		
販	販		
取	取		
人	人		
事	事		
減	減		
租	租		
貸	貸		
そ	そ		
営	営		
業	業		
利	利		
益	益		14,155
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		1,434
受	受		
持	持		
為	為		
そ	そ		
支	支		
固	固		
そ	そ		
業	業		
取	取		
法	法		
に	に		
替	替		
の	の		
外	外		
費	費		
利	利		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		164
支	支		
固	固		
そ	そ		
業	業		
取	取		
法	法		
に	に		
替	替		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		15,425
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		2,407
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		93
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		614
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		0
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		1,309
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		390
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外	外		
配	配		
よ	よ		
る	る		
投	投		
資	資		
利	利		
益	益		
金	金		
益	益		
益	益		
他	他		
用	用		
息	息		
損	損		
他	他		
益	益		232
固	固		
投	投		
有	有		
金	金		
受	受		
融	融		
商	商		
品	品		
取	取		
引	引		
常	常		
別	別		
損	損		
別	別		
損	損		
除	除		
の	の		
外	外		
の	の		
外			

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,589	12,982	106,668	△ 3,789	134,450
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,872		△ 4,872
親会社株主に帰属する当期純利益			10,486		10,486
自 己 株 式 の 取 得				△ 14	△ 14
自 己 株 式 の 処 分		122	△ 0	158	280
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3,318		△ 140	3,177
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	3,440	5,613	3	9,057
当 期 末 残 高	18,589	16,422	112,282	△ 3,785	143,508

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	11,370	400	179	△ 40	11,911	87	25,648	172,097
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 4,872
親会社株主に帰属する当期純利益								10,486
自 己 株 式 の 取 得								△ 14
自 己 株 式 の 処 分								280
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								3,177
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,011	0	△ 23	351	1,339	74	△ 4,313	△ 2,899
連結会計年度中の変動額合計	1,011	0	△ 23	351	1,339	74	△ 4,313	6,158
当 期 末 残 高	12,382	401	156	310	13,250	161	21,335	178,256

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,614	流 動 負 債	10,897
現金及び預金	795	短期借入金	8,660
短期貸付金	13,760	未払金	245
未収入金	3,526	未払費用	47
その他の流動資産	532	未払法人税等	1,800
固 定 資 産	79,969	繰延税金負債	37
有形固定資産	3,870	賞与引当金	5
建物	1,774	その他の流動負債	100
器具備品	59	固 定 負 債	8,673
土地	2,036	長期借入金	3,140
無形固定資産	34	受入保証金	1,367
借地権	5	繰延税金負債	3,807
ソフトウェア	27	資産除去債務	41
その他	0	その他の固定負債	317
投資その他の資産	76,064	負 債 合 計	19,571
投資有価証券	25,238	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	48,287	株 主 資 本	69,325
長期差入保証金	1,295	資本金	18,589
長期貸付金	1,000	資本剰余金	12,889
その他	395	資本準備金	12,766
貸倒引当金	△ 152	その他資本剰余金	122
		利益剰余金	40,955
		利益準備金	3,224
		その他利益剰余金	37,730
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	7,730
		自己株式	△ 3,108
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,525
		その他有価証券評価差額金	9,525
		新 株 予 約 権	161
資 産 合 計	98,584	純 資 産 合 計	79,012
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,584

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営	業	収	益					9,754
商	標	使	用	料		1,254		
不	動	賃	貸	入		1,263		
そ	の	の	売	上		60		
金	融	融	収	益		7,176		
営	業	費	用	費				2,917
販	売	・	一	般	管	理	費	2,785
取	引		関	件	係		費	554
人			件				費	504
不	動	産	関	係			費	1,102
事			務				費	240
減	価		償	却			費	176
租	税		の	公			課	165
そ	融		の				他	42
金	融		費				用	131
営	業	利	益					6,837
営	業	外	収	益				635
受	取	配	当	金		616		
そ		の		他		18		
営	業	外	費	用				11
経	常	利	益					7,461
特	別	損	失					1,131
固	定	資	産	除	売	却	損	92
投	資	有	価	証	券	売	却	8
関	係	会	社	株	式	評	損	721
関	係	会	社	支	援		損	300
ゴ	ル	フ	会	員	権	評	損	8
税	引	前	当	期	純	利	益	6,329
法	人	税、	住	民	税	及	び	△ 123
法	人	税	等	調	整			△ 25
法	人	税	等	合	計			△ 148
当	期	純	利	益				6,478

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	18,589	12,766	118	12,885	3,224	30,000	6,246	39,470
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 4,994	△ 4,994
当期純利益							6,478	6,478
自己株式の取得								
自己株式の処分			4	4				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	4	4	—	—	1,484	1,484
当期末残高	18,589	12,766	122	12,889	3,224	30,000	7,730	40,955

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△ 3,099	67,846	8,292	87	76,226
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 4,994			△ 4,994
当期純利益		6,478			6,478
自己株式の取得	△ 14	△ 14			△ 14
自己株式の処分	4	9			9
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,233	74	1,307
事業年度中の変動額合計	△ 9	1,479	1,233	74	2,786
当期末残高	△ 3,108	69,325	9,525	161	79,012

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- i) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、監査等委員会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の充実に資する事を監査の基本方針として監査計画を定め、①グループ会社監査の強化、②業務に係わる内部統制システムの構築・運用状況の監視及び検証、③財務報告に係わる内部統制システムの整備・運用状況の監視及び検証、④コーポレートガバナンス・コードへの対応を重点項目に設定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ii) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- iii) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- i) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ii) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- iii) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- iv) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社岡三証券グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 木 徹 美 ㊟

常勤監査等委員 夏 目 信 幸 ㊟

社外監査等委員 成 川 哲 夫 ㊟

社外監査等委員 比 護 正 史 ㊟

社外監査等委員 河 野 宏 和 ㊟

以 上

メ モ 欄

A series of horizontal dashed lines for writing.

